

千葉市被保護者に対する就労支援事業及び就労準備支援事業 業務委託企画提案実施要領

1 趣旨

千葉市の生活保護受給者のうち、就労阻害要因のない稼働年齢層の者及び就労意欲のある者に対して、求人開拓、キャリアカウンセリング、就労支援セミナーの開催、その他個別支援等を効果的に行うことで、就労を支援・促進し、経済的な自立を図ることを目的とする（被保護者就労支援事業）。

また、就労阻害要因のない稼働年齢層の者等のうち、求職活動が長期化する中で就労への意欲を失っている者、一般的な求職活動による就労が困難な者、日常生活・社会生活の自立が困難な者に対して、就労体験やボランティア活動等の社会体験の機会を提供することにより、就労意欲を喚起するとともに社会参加意識の向上を図り、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を段階的支援により計画的に行い、経済的自立に繋げることを目的とする（被保護者就労準備支援事業）。

2 事業の実施方法

本事業における実施主体は、千葉市とする。ただし、本事業は、現に被保護者に対する就労支援及び就労準備支援に先駆的な取組みを行っている団体等の知識、技術の活用を図るため、本事業の目的を理解し、これらに実績のある団体の中から、企画提案方式により能力を総合的に評価して選考し、業務委託によって実施する。

3 委託業務

(1) 件名

千葉市被保護者に対する就労支援事業及び就労準備支援事業業務委託

(2) 内容

別紙「千葉市被保護者に対する就労支援事業及び就労準備支援事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

(4) 委託料

① 基本委託料

ア 3年度

538,419,000円（消費税込み）を上限とする。

〔うち被保護者就労支援事業分上限額 493,500,000円（消費税込み）、
被保護者就労準備支援事業上限額 44,919,000円（消費税込み）〕

イ 1年度

179,473,000円（消費税込み）を上限とする。

〔うち被保護者就労支援事業分上限額 164,500,000円（消費税込み）、
被保護者就労準備支援事業上限額 14,973,000円（消費税込み）〕

※ただし、2年目以降は賃金水準の変動による増減額を加算・減算した範囲内とする。

② 減額措置（1年度毎に実施）

当該年度中に就労した全就労者（１月～３月に就労した者及び生活保護廃止により就労定着確認が行えなかった者を除く。）に対する就労定着期間が、３か月以上の者の割合の目標値を５０％と設定し、年度実績がこれを下回った場合は、被保護者就労支援事業分の基本委託料から減額する。

③ 成功報酬（１年度毎に実施） ※企画提案においては対象としない

当該年度中に成功報酬として、１０，０００千円（消費税込）を上限（下限）とし、下記のとおり被保護者就労支援事業分の基本委託料から加算（減算）を行う。

※減額措置、成功報酬については、仕様書も参照のこと。

ア 保護廃止世帯数に応じた措置

当該年度中に、就労により保護廃止となった生活保護受給者１世帯あたりの加算単価を設定し、基本委託料に加算する。

イ 就労開始世帯数に応じた措置

当該年度中に、就労を開始した生活保護受給者１人あたりの加算単価を設定し、基準とする就労者数を超えた人数分のみ、基本委託料に加算する。

また、基準とする就労者数に至らなかった場合は、基準とする就労者数から不足した１人あたりにつき、加算単価額と同額の減算単価を、基本委託料から減算する。

ウ 就労支援事業への移行者数に応じた措置

当該年度中に、就労準備支援事業から就労支援事業へ移行した生活保護受給者１人あたりの加算単価を設定し、基本委託料に加算する。

なお、ア、イについては、被保護者就労準備支援事業における支援対象者を除く。

4 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たし、公平かつ中立的な運営が可能で、過去５年間に於いて、本事業と類似の業務履行実績（再就職・就労支援、就労準備等）を有する株式会社、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の法人格を有する民間団体とする。

また、これらの要件を満たしている複数の個人又は法人（以下「事業者」という。）の共同企業体による参加も可能とする。

なお、共同企業体による参加の場合、代表事業者が契約等を行い、その者は共同提案者が行う事業について連帯責任を負うものとする。

（１）令和８・９年度の入札参加資格者名簿に登録されている者であること（共同企業体による参加の場合は、構成する団体等それぞれが該当名簿に登録されていること。）

（２）共同企業体による参加の場合、次の各号を満たしていること。

ア 共同企業体を構成する各団体等が明確であり、それぞれが法人格を有すること。

イ 構成員間における協定書において、事故が起きた場合等の責任の所在が明らかになっていること。

なお、本要領５－（２）－オ「参加資格確認通知の送付」において、参加希望共同企業体が事業を受託する団体として適切であるか判断する。

（３）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者で、次の各号にも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者

イ 当該企画提案日前６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
- オ 参加資格確認申請期限の日から事業者決定日までの間に、千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置を受けている者
- カ 千葉市内において都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
- キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していない者
- ク 千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者である者

（4）参加申込にあたっては、1事業者1参加申込とし、共同企業体による参加の場合、当該共同体の構成事業者は、本委託の他の共同企業体の構成事業者を兼ねていないこと。

5 参加に関する手続き

（1）スケジュール（予定）

	内 容	日 程
①	企画提案実施要領公表	令和8年8月28日（金）
②	参加申込受付	令和8年8月28日（金）～令和8年9月28日（月）
③	質問受付	令和8年8月28日（金）～令和8年9月11日（金）
④	質問回答ホームページ掲載（随時）	令和8年9月18日（金）までの間に随時掲載
⑤	参加資格確認結果通知書送付	令和8年10月5日（月）
⑥	企画提案書受付	令和8年10月8日（木）～令和8年10月19日（月）
⑦	プレゼンテーション開催	令和8年10月28日（水）
⑧	選考結果の通知	令和8年11月上旬

（2）参加申込み

参加を希望する者は、下記により必要書類を提出すること。

ア 提出期限

令和8年9月28日（月）午後5時必着 ※厳守

※郵送の場合は、上記期限日必着のこと。

イ 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、封筒表面に「千葉市被保護者に対する就労支援事業及び就労準備支援事業業務委託企画提案参加申込書在中」と朱書きすること。なお、事故等による未着について、市では責任を負わない。

ウ 提出先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所 保健福祉局保護課生活自立促進室（千葉市役所本庁舎高層棟9階）

エ 提出書類

- (ア) 企画提案参加申込書（別紙様式 2）
- (イ) 誓約書（別紙様式 3）
- (ウ) 企業概要（別紙様式 4）
- (エ) 委託業務の実施体制（別紙様式 5）
- (オ) 千葉市被保護者に対する就労支援事業及び就労準備支援事業業務委託
共同企業体協定書（別紙様式 6）※（オ）について、共同企業体のみ提出すること。
- (カ) 業務実績※（別紙様式 7） ※契約書の写し等、確認できる書類を添付すること。

オ 参加資格確認通知の送付

上記により提出された書類の内容に基づき、参加資格の確認を行い、参加申込者に対し、令和 8 年 1 0 月 5 日（月）までに参加決定の可否について、電子メールにより通知する。

(3) 内容に関する質問

本企画提案の実施においては、説明会を行わないため、本実施要領及び仕様書等の内容について不明な点が生じた場合は、下記により質問すること。

ア 受付期間

令和 8 年 8 月 2 8 日（金）午後 5 時から令和 8 年 9 月 1 1 日（金）午後 5 時まで

イ 提出方法

電子メールによる。持参、郵送、FAX、電話での質問及び受付期間を過ぎて提出された質問は、一切受け付けない。電子メールの件名は「【千葉市被保護者に対する就労支援事業及び就労準備支援事業業務委託企画提案質問書】〇〇社（会社名）」とし、質問書を提出する際には、必ず電話で提出の旨を連絡すること。

E-mail アドレス：hogo.HW@city.chiba.lg.jp

電話番号：043-245-5188

ウ 提出書類

質問書（別紙様式 1）

エ 質問に対する回答

令和 8 年 8 月 2 8 日（金）から令和 8 年 9 月 1 8 日（金）までの間に、随時、本企画提案実施要領公開と同じホームページ上にて公開する。

なお、質問の回答内容については、本実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなし、回答を公開したことについて、当課から質問者宛て連絡は行わない。

(4) 企画提案書の提出

参加資格確認通知により参加決定可の通知を受けた者は、下記により企画提案書を提出すること。

ア 提出期限

令和 8 年 1 0 月 8 日（木）午前 9 時～令和 8 年 1 0 月 1 9 日（月）午後 5 時必着 ※厳守

※郵送の場合は、上記期限日必着のこと。

イ 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、封筒表面に「千葉市被保護者に対する就労支援事業及び就労準備支援事業業務委託企画提案書在中」と朱書きすること。

なお、事故等による未着について、市では責任を負わない。

ウ 提出先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所 保健福祉局保護課生活自立促進室（千葉市役所本庁舎高層棟9階）

エ 提出書類

（ア） 企画提案提出資料（別紙様式8）

（イ） 企画提案書

※企画提案書の内容、提出にあたっての留意事項については、オ及びカを参照のこと。

オ 企画提案書の内容

仕様書を熟読の上、次の＜企画提案書の内容における必須項目＞（１）～（５）に記載するすべての項目を盛り込むこと。特に（２）及び（５）の２項目については、仕様書の定めに沿った形で提案すること。

＜企画提案書の内容における必須項目＞

（１）実施方針

ア 基本方針

イ 目標値

ウ 実施計画

（２）実施体制

ア 人員体制

イ 個人情報保護

ウ 危機管理体制

（３）実施方法

ア 支援方法

イ 関係機関との連携

（４）公官庁及び民間企業等による就労支援等事業業務実績

（５）事業費

ア 委託料

イ 見積額内訳

※見積額内訳については、被保護者就労支援事業分と被保護者就労準備支援事業分を明確に分けて記載すること。

カ 提出にあたっての留意事項

（ア） 提出は、１参加者につき１提案とする。

（イ） 企画提案書の提出部数は、１２部（正本１部、副本１１部）とする。

（ウ） 仕様は、Ａ４版（横書き）を基本とし、両面印刷、再生紙使用ともに可能。文字、図表等は白黒・カラーを問わない。

なお、図表等は必要に応じて、A3版折り込みも可能とするが、この場合、A4版2ページと数えるものとする。

(エ) 企画提案書作成に用いる言語は、日本語（本プロポーザル参加者の商号又は名称、製品の商標又は名称、その他通信技術等に関する用語若しくは呼称であって、一般的に使用されているものを除く。）、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）とする。

(オ) 構成は、表紙、目次、提案内容（本文）、裏表紙とする。

なお、副本については、企画提案書の内容から企業名が判別・特定できないよう、必要な処置を講ずること。

(カ) 表紙には、①宛名「千葉市保健福祉局保護課生活自立促進室」、②タイトル「千葉市被保護者に対する就労支援事業及び就労準備支援事業業務委託企画提案書」、③提出年月日、④企業名（※正本のみ）を記載し、押印（※正本のみ）すること。

キ 提案内容（本文）は50ページ以内（表紙、目次、あい紙等を除く。）とし、使用する文字のフォントサイズは、10.5ポイント以上とする。

ク 提案内容（本文）のうち、委託料の項目については、年度毎に本委託業務の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税額を含む）を別々に記載し、合計金額を明記する。

また、見積額内訳については、被保護者就労支援事業分と被保護者就労準備支援事業分に分けて記載すること。記載にあたっては、人件費、諸経費等の積算内訳・根拠が確認できるよう、可能な限り詳細かつ明確にすること。

ケ 正本（1部）については、押印・袋とじとする。副本（11部）については、内容が容易に散逸しない程度にホチキス等で止めること。

なお、フラットファイルやドッチファイル等のファイル等には綴じずに提出すること。

コ 企画提案書提出後の追加、変更、差替え、再提出は一切認めない。

サ 本企画提案は、あくまでも業務受注者選定の審査材料となるものであり、実際の業務遂行に当たっては、逐次発注者と協議して決定することとなるので留意すること。

6 委託業者の選考

(1) プレゼンテーション（選考会）の開催

企画提案書提出者に対し、下記の要領でプレゼンテーション（選考会）を行う。

なお、プレゼンテーションにおいては、千葉市生活困窮者自立促進支援事業等検討委員会設置要綱（以下「検討委員会」という。）の検討委員が審査し、選考を行う。

ア 日 時 令和8年10月28日（水） 実施予定

イ 会 場 千葉市役所本庁舎 1会議室303

ウ 控 室 千葉市役所内 保護課生活自立促進室にて案内します。

エ 出席人数 各社2人までとする。

オ 時 間（1社あたり） 30分以内（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）

カ 留意事項

(ア) パソコン及びタブレット等の持込みは可とし、プロジェクタの持込みは認めない。

(イ) 説明にあたっては、事前に提出した企画提案書一式のみに基づくこととし、追加資料の配布は認めない。

(ウ) プレゼンテーションは、千葉市情報公開条例（平成12年4月3日条例第52号）第

7条第1項第5号の規定に基づき、非公開で行う。

(2) 選定方法・評価基準

ア 選定方法

企画提案内容の各項目について内容を審査し、検討委員会の委員による採点により最高合計点数を獲得した提案者を第1位として選考する。なお、最高合計点数を獲得した提案者が複数で同点の場合は、概算見積額の低い提案者を第1位として決定する。その際、概算見積額も同額だった場合には、委員長の得点が高い提案者を第1位として決定する。

また、委員長の得点と同点の場合は、抽選のうえ決定する。

なお、参加の申込みが1社のみであった場合、採用の可否については、選考会に出席した委員長及び各委員の配点（1人あたり100点）の合計に対して、採点合計が6割を超えるか否かを目安とする。

イ 評価基準

選考にかかる審査項目、評価の視点、配点（100点満点）は次のとおりとする。

	審査項目	評価の視点	配点
1	基本方針	生活保護受給者の就労及び就労準備支援における現状と課題を踏まえ、業務の内容や目的を十分に理解した基本方針となっているか。	10点
2	目標値	本事業における過去の実績等を考慮した上で、意欲的であり、かつ無理がなく、妥当な目標値を設定しているか。	10点
3	実施計画	業務分野ごとに、実現性があり、かつ無理のない実施計画を策定しているか。	10点
4	人員体制	仕様書の定めに応じた適切な人員配置を行っており、職員の教育、苦情に対する体制が整っているか。	15点
5	情報セキュリティ対策・危機管理体制	個人情報保護や情報セキュリティ対策について、適切な措置を行う計画となっているか。また、事故や災害発生等、不測の事態における情報伝達等の危機管理体制は整備されているか。	10点
6	支援方法	支援対象者の抱える課題を早期に発見し、きめ細やかな支援を行うことが期待できるような業務内容となっているか。	20点
7	関係機関等との連携	各関係機関（自立・就労サポートセンター、ハローワーク等）及び他の就労支援事業との連携について、構築可能な体制となっているか。	5点
8	事業業務実績	過去に本事業と類似の業務（再就職・就労支援・就労準備支援等）に関する豊富な履行実績があるか。	10点
9	事業費の積算	見積額について、人件費、諸経費等の積算内訳及び根拠が確認できるよう、詳細かつ明確に記載されているか。	5点
10	プレゼンテーション	説明に具体性、論理性や説得力があり、企画提案書の内容との齟齬はないか。	5点
合 計			100点

(3) 提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効または失格とする。

ア 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合

イ 事業費（委託料及び見積額内訳）が本要領3－（4）に記載する、基本委託料の上限額を超

過した場合（各事業上限額を超過した場合も含む）

- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 提出書類に重要な誤脱があった場合
- オ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態となった場合
- カ 審査の公平を害する行為等があった場合
- キ その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

（４）選考結果の通知

選考結果については、プレゼンテーション開催後、採用、不採用にかかわらず提案者全員に速やかに電子メールにより通知する。また、最優秀提案者については企業名・点数を、最優秀提案者以外の提案者については点数のみを、令和８年１１月上旬を目途に、千葉市ホームページ上に掲載する。なお、選考結果に関する異議申立ては一切認めない。

７ 契約方法

- （１）最優秀提案者の決定後は、最優秀提案者より改めて見積書を徴取し、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意した後に、予算の範囲内で随意契約により契約を締結する。
- （２）前項による交渉が不成立の場合には、市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、予算の範囲内で随意契約により契約を締結する。

８ その他留意事項

- （１）企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。
- （２）提出された企画提案書等、書類一式は返却しない。
- （３）本企画提案に関連し知り得た情報については、千葉市の承諾を得ることなく第三者に漏らしてはならない。
- （４）提出書類や選定結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）は、第三者から公文書開示請求があった場合、千葉市情報公開条例の規定に基づき、公にすることにより、当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、企画提案書選定期間中は、同条例第７条第１項第５号の規定に基づき、開示の対象としない。
- （５）採択された企画提案書の著作権は、千葉市に帰属するものとする。
- （６）当契約は複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項（賃金水準及び物価水準の変動を反映した契約金額の変更）を適用する契約である。あらかじめ設定した賃金水準に一定以上の変動が見られた場合に、請求に基づき２年目以降の契約金額を変更するため、見積金額の算出にあたっては、２年目以降の賃金水準の変動を見込む必要がない点に留意すること。

契約金額の変更に係る詳細事項は「賃金水準の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第１条第１項に係る特記仕様書」に定めるとおりとする。

その他、スライド条項の適用に関する詳細については、次の千葉市ホームページを参照すること。

<https://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/shisan/keiyaku/itakuslide.html>

9 参考資料

- (1) 千葉市被保護者就労支援事業実施要綱
- (2) 千葉市被保護者就労準備支援事業実施要綱
- (3) 被保護者就労支援事業及び被保護者就労準備支援事業 実施手順
- (4) 手順書様式

ただし、上記参考資料は令和9年4月1日付で改正を予定しております。

10 問合せ先

千葉市役所 保健福祉局保護課生活自立促進室

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号（千葉市役所本庁舎高層棟9階）

電話：043(245)5188 FAX：043(245)5541

E-mail：hogo.HW@city.chiba.lg.jp

担当：秋田